

公立大学法人名古屋市立大学最低制限価格取扱要領

平成 21 年 5 月 27 日

21 財務第 24 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、公立大学法人名古屋市立大学契約事務手続要綱(18 経営第 45 号)第 27 条第 4 項の規定に基づき、最低制限価格に関し必要な事項を定める。

(最低制限価格)

第 2 条 最低制限価格は、次に掲げる金額のうちいずれか低い金額とする。ただし、当該金額が予定価格に 10 分の 9.2 を乗じて得た金額を超える場合にあっては 10 分の 9.2 を乗じて得た金額とし、予定価格に 10 分の 7.5 を乗じて得た金額に満たない場合にあっては 10 分の 7.5 を乗じて得た金額とする。

(1) 予定価格算出の基礎となった直接工事費の額に 10 分の 9.7 を乗じて得た額、共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額、現場管理費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額及び一般管理費等の額に 10 分の 6.8 を乗じて得た額の合計額に、100 分の 110 を乗じて得た金額(公共建築工事積算基準(公共住宅建築工事積算基準等を含む。)に準じて積算した建築工事又は建築設備工事の直接工事費の額及び現場管理費の額の取扱いについては、財務課長が別に定めるところによる。)。ただし、当該算出方法によりがたいときは、10 分の 7.5 から 10 分の 9.2 の範囲内で理事長の定める割合を予定価格に乗じて得た金額。

(2) 入札者の入札書(予定価格を超過した金額を記載した入札及び予定価格に 10 分の 7.5 を乗じて得た金額に満たない金額を記載した入札を除く。)に記載された金額の合計額を当該入札者数で除した額を求め、当該額から標準偏差を減じて得た額以上当該額に標準偏差を加えて得た額以下の範囲内の金額を記載した入札書に記載された金額の合計額を当該範囲内の金額を記載した入札書を提出した入札者数で除した額に、100 分の 110 を乗じて得た金額。

(入札参加者への周知)

第 3 条 理事長は、最低制限価格を定める請負契約については入札価格が最低制限価格に満たない金額の場合、当該入札者は落札者とならないことを入札公示又は入札説明書において周知する。

附則

この要領は、発布の日から施行し、同日以後に公告その他の契約の申込みの誘引が行われる契約について適用する。

附則

この要領は、平成 23 年 6 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行し、同日以後に公示その他の契約の申込みの誘引が行われる契約について適用し、施行日前に公示その他契約の申込みの誘引が行われた契約については、なお従前の例による。

附 則（平成 25 年 6 月 18 日 一部改正）

- 1 この要領は、平成 25 年 7 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日前に公示その他契約の申込みの誘引が行われた契約については、なお従前の例による。

附 則（平成 25 年 12 月 6 日 一部改正）

この要領は、平成 25 年 12 月 6 日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号。以下「消費税法改正法」という。）第二条の規定による改正前の消費税法（以下「旧消費税法」という。）第二十九条に規定する税率が適用となる契約（長期継続契約の場合は、履行期間の始期において、旧消費税法第二十九条に規定する税率が適用となる契約）及び消費税法改正法第二条の規定による改正後の消費税法第二十九条に規定する税率が適用となる契約で旧消費税法第二十九条に規定する税率を適用して契約事務の手續を執行している契約については、なお従前の例による。

附 則（平成 28 年 5 月 1 日 一部改正）

この要領は、平成 28 年 5 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行し、同日以後に公告その他の契約の申込みの誘引が行われる契約について適用し、施行日前に公告その他の契約の申込みの誘引が行われた契約については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成 29 年 1 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行し、同日以後に公告その他の契約の申込みの誘引が行われる契約について適用し、施行日前に公告その他の契約の申込みの誘引が行われた契約については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成 29 年 5 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行し、同日以後に公告その他の契約の申込みの誘引が行われる契約について適用し、施行日前に公告その他の契約の申込みの誘引が行われた契約については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和元年 10 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行し、同日以後に公告その他の契約の申込みの誘引が行われる契約について適用し、施行日前に公告その他の契約の申込みの誘引が行われた契約については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和 4 年 10 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行し、同日以後に公告その他の契約の申込みの誘引が行われる契約について適用し、施行日前に公告その他の契約の申込みの誘引が行われた契約については、なお従前の例による。